

寒川町国民健康保険財政調整基金条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 <u>保険給付その他財源の</u> <u>不足を生じたときの財源を</u> <u>積み立てるため、国民健康保険財政調整</u> <u>基金(以下「基金」という。)</u>を設置する。 ～略～	(設置) 第1条 <u>国民健康保険事業特別会計にお</u> <u>いて財源に不足を生じたときの財源を</u> <u>積み立てるため、国民健康保険財政調整</u> <u>基金(以下「基金」という。)</u>を設置する。 ～略～ <u>附 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行</u> <u>する。</u>